

1 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく

2 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、以下の「7つ」を基本理念として行う。

個人の尊厳と意思の尊重

国民の理解

障壁の除去と社会参加

良質なサービスの提供

家族等への支援

研究等の推進と成果の享受

分野横断的な取り組み

3 国・地方公共団体の責務等

- ◆ 国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。
- ◆ 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。
- ◆ 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4 認知症施策推進基本計画

- ◆ 政府は、認知症施策推進基本計画を策定する。
- ◆ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定する。(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)

5 基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

(国)認知症施策推進基本計画(令和6年12月閣議決定)

国民一人一人が「**新しい認知症観**」に立ち、認知症の人が自らの意思で日常・社会生活を営める共生社会の実現を推進する

※「**新しい認知症観**」とは、「認知症になっても、本人にはできることや希望があり、地域で自分らしく暮らし続けることができる

施策推進の 4 つのポイント

新しい認知症観に立つ

認知症の人や家族の
参画と対話

多様な主体の
連携と協働

地域で自分らしく
生活できるようにする

具体的な 12 の基本的施策

社会・地域ぐるみの取り組み

- ①国民の理解の増進
- ②バリアフリー化の推進
- ③社会参加の機会の確保
- ④意思決定支援・権利擁護

暮らしと健康を支える

- ⑤保健医療・福祉サービスの整備
- ⑥相談体制の整備
- ⑦研究等の推進
- ⑧認知症の予防等

未来に向けた基盤づくり

- ⑨調査の実施
- ⑩多様な主体の連携
- ⑪地方公共団体に対する支援
- ⑫国際協力

計画達成の 4 つの重点目標

重点目標1

国民が「新しい認知症観」
を理解している

重点目標2

本人の意思等が
尊重されている

重点目標3

本人・家族等が
地域で安心して暮らせる

重点目標4

新たな知見や技術
を活用できる

埼玉県認知症施策推進計画(令和6年度～8年度)について

1 埼玉県認知症施策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

埼玉県では、認知症の人の数が令和7年に約40万人（高齢者の5人に1人）に達する。また、高齢者の単独世帯や高齢夫婦のみの世帯の増加傾向が続いている。こうした状況において、令和6年1月には「認知症基本法」が施行され、共生社会の実現が求められている。そのような社会の実現に向け、引き続き、認知症の人やその家族に対する切れ目のない支援を推進するため県計画を策定した。

2 計画の基本理念

認知症の人が尊厳と希望を持って地域とともに生きる社会の実現

3 計画の位置付け

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第12条に基づく都道府県認知症推進計画

2 計画の主な内容(高齢者支援計画第3章第3節に位置付け)



柱立て

1. 認知症施策の総合的な推進

(1) 正しい認知症の知識・認知症の人への理解の増進、予防

(2) バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保

(3) 若年性認知症等の人への支援

(4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備

(5) 相談体制の整備、家族支援

2. 権利擁護の推進

3. 虐待防止の推進

主な取組と数値目標

- 認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成
- 認知症月間などにおける普及啓発
- 埼玉県版「希望大使」の任命、支援
- 「本人ミーティング」などのピアサポート活動の推進

- 「チームオレンジ」(認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組み)が各市町村で整備されるよう支援

数値目標「チームオレンジ」整備市町村数:28市町村(令和5年12月末)→全市町村(令和7年度末)

- 若年性認知症支援コーディネーターによる支援の推進
- 若年性認知症の人の就労継続支援
- 若年性認知症の活動の場の拡大等

数値目標「若年性認知症のカフェ」7か所(令和4年度末)→12か所(令和8年度末)

- 認知症疾患医療センターの運営強化など、早期の認知症に対する診断・治療体制の推進
- 認知症サポート医の養成推進とかかりつけ医、歯科医師などを対象とした認知症対応力向上

- 認知症カフェの普及
- 認知症地域支援推進員の活動支援
- 認知症電話相談の実施
- 認知症介護家族の交流会(つどい)の開催

数値目標「認知症の人の家族の交流集会(つどい)を開催している市町村」:45市町村(令和4年末)→全市町村(令和8年度末)

- 成年後見制度利用促進のための市町村計画の策定及び市町村中核機関の設置を促進

- 高齢者虐待防止の取組、啓発活動、通報・相談の環境整備、市町村の体制整備支援など

■ 現計画

埼玉県では認知症の人の増加や、国の認知症施策推進大綱及び認知症基本法などを踏まえ、県の認知症施策を総合的に推進するため、県の実情に即した計画を策定。
(令和6年3月)

- ・ 高齢者支援計画の一部として策定
- ・ 法で努力義務とされた都道府県計画
- ・ 計画期間: 令和6年度～令和8年度

【施策体系】

1 認知症施策の総合的な推進

認知症基本法を基に5本の柱へ変更した。

- (1) 理解の増進、予防
- (2) バリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保
- (3) 若年性認知症等の person への支援
- (4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備
- (5) 相談体制の整備、家族支援

2 権利擁護の推進

3 虐待防止の推進



■ 次期計画

令和5年6月認知症基本法が成立(令和6年1月施行)

令和6年12月認知症施策推進基本計画が閣議決定

都道府県計画の策定が努力義務化

- ・ 認知症施策推進基本計画で打ち出された「新しい認知症観」を反映
- ・ 引き続き高齢者支援計画の一部として策定
- ・ 計画期間: 令和9年度～令和11年度

【施策体系】

1 認知症施策の総合的な推進

- (1) 理解の増進、予防
- (2) バリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保
- (3) 若年性認知症等の person への支援
- (4) 保健医療・福祉サービスの提供体制の整備
- (5) 相談体制の整備、家族支援

2 権利擁護の推進

3 虐待防止の推進